

# 石川県公報

平成26年9月9日  
第12730号(火曜日)  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目

## 次

公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告(県民交流課)	1
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (同)	2
○土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	2

## 公

## 告

### 特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成26年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日  
平成26年8月16日
- 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 いしかわ子ども未来ネット
- 代表者の氏名  
山岸 修
- 主たる事務所の所在地  
羽咋市千路町に37-1
- 定款に記載された目的  
この法人は、地域の子どもたちや教育に関心のある父兄への伝統文化交流事業や自己啓発セミナーなどに関する事業を行い、地域の教育の発展に寄与することを目的とする。

- 申請のあった年月日  
平成26年8月22日
- 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 COOL KANAZAWA 実行委員会
- 代表者の氏名  
久世 建二
- 主たる事務所の所在地  
河北郡内灘町千鳥台2丁目426番地
- 定款に記載された目的  
この法人は、石川県で工芸を学ぶ若い作家たちの作品が発表され、認識される機会を増やすために茶会等を開催し、工芸界の活性化を目指す。また、従来の枠にとらわれない工芸と芸術文化の新しい表現方法を創造、発信し、石川の文化、芸術の振興を図るとともに、国際交流に貢献することを目指す。

## 特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成26年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 申請のあった年月日

平成26年8月13日

## 2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 希づき

## 3 代表者の氏名

山口 智一

## 4 主たる事務所の所在地

野々市市扇が丘22-10

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人及びその家族が地域であたりまえの生活をおくるために、何を必要とし又どのような活動をしなければならないのかを考え実践していくなかで、社会全体が障害の有無にかかわらずお互いを尊重し共に支え合っていくことができる豊かな社会の形成に寄与することを目的とする。

## 1 申請のあった年月日

平成26年8月19日

## 2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 老人介護マトリックス とまり木

## 3 代表者の氏名

高塚 亮三

## 4 主たる事務所の所在地

能美市福島町ツ34番地1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、介助を必要とする高齢者に対して、介護サービスに関する事業を行い、高齢者が身体的または精神的機能低下を余儀なくされたとしても、そのような人達を社会が受容し、共に豊かで安らかな心でもって過ごせるように、社会環境を醸成することに寄与することを目的とする。

## 土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を平成26年9月10日から同年10月10日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議を申し出ることができる。

平成26年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
内灘町土地改良区	非補助土地改良事業 (維持管理)	変更に係る土地改良事業計画書の写し	内灘町役場掲示場